別表第二（第四条関係）

［略］	
資産の流動化に関する法律	第二百十五条
金融サービスの提供に関する法律	第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条
［略］	

別表第三（第五条関係）

［略］	
資産の流動化に関する法律	第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百二十六条第一項、第二百六十四条第一項及び第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）
金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条
［略］	

別表第四（第八条関係）

［略］	
資産の流動化に関する法律	第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二

別表第一（第四条関係）

［同上］	
資産の流動化に関する法律	第二百十五条 ［項を加える。］
［同上］	

別表第三（第五条関係）

［同上］	
資産の流動化に関する法律	第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百二十六条第一項、第二百六十四条第一項及び第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。） ［項を加える。］
［同上］	

別表第四（第八条関係）

［同上］	
資産の流動化に関する法律	第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二